

平成26年度 公益財団法人埼玉県体育協会第1回定例理事会 議事録

日 時 平成26年5月14日(水) 午後3時より

会 場 スポーツ総合センター2階201研修室

出席者 <理事>

櫻井 勝利	森 正博	三戸 一嘉	北 清治	杉山 剛士
有川 秀之	大保木道子	岡野 進一	柳川 典昭	小林 正幸
相坂 賢将	鈴木 征	田巻 隆平	羽鳥 利明	原島 宏之
藤井 範子	藤沼 貞夫	船田 昭介	松岡 良博	宮下 達也
茂木 敬司	油井 正幸			

<監事>

関口 長吉 高田 正徳

<事務局>

岩崎 充晃 栗原 健一 大塚 信一 阿部 隆宏 久保 吉史

岩崎事務局長 只今から、平成26年度第1回定例理事会を開催いたします。開会にあたりまして、櫻井勝利副会長よりご挨拶申し上げます。

櫻井副会長 皆様こんにちは。第1回定例理事会を開催致しましたところ、お忙しい中、また真夏のような暑い中、ご出席をいただき、御礼申し上げます。(代表理事)

さて、平成25年度県体育協会の諸事業については、大きな成果を挙げて無事終了することができました。とりわけ、昨年の第68回国民体育大会では、5年ぶりとなる天皇杯男女総合成績第3位に返り咲きました。競技力の向上を図るということは、埼玉のスポーツ底辺を拡大する意味でも大きな力となりますので、大変うれしく思います。これらは、日頃の皆様方のご尽力の賜物と感謝申し上げます。

また、国内では、昨年9月7日、ブエノスアイレスにて行われたI O C総会において、日本で50年ぶりとなる東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定致しました。今年を迎え、開催まで6年です。国においても、新たにスポーツ文化を確立し、21世紀においてさらなるスポーツ立国を目指すということで大変うれしく思っております。

結びに、春の叙勲において三戸一嘉副会長兼専務理事が瑞宝章を、県バドミントン協会の磯井貞夫会長が旭日双光章をそれぞれ受章されました。お祝いを申し上げますとともに、ご報告申し上げます。

岩崎事務局長 定数のご報告を申し上げます。本会理事29名、うち出席理事22名。よってこの理事会が成立したことをご報告致します。

それでは、定款第24条第3項により議事進行は、櫻井副会長にお願い致します。

櫻井議長

ご指名いただきましたので、暫時議長職を務めさせていただきます。はじめに本日の議事録署名人について、指名させていただいてよろしいでしょうか。

出席理事

異議なし。

櫻井議長

田巻理事、羽鳥理事、お二人に本日の議事録署名人としてお願い致します。

それでは、次第に従い、議事を進行致します。

第1号議案、平成25年度事業報告並びに、第2号議案、平成25年度決算報告(案)・監査報告について事務局より説明をお願い致します。

三戸副会長
兼専務理事

初めに事業総括になります。昨年度から基本方針の3つ目に、「スポーツを通じた次代を担う青少年の健全育成」を目指すことを加え、諸事業へ積極的に取り組んで参りました。とりわけ、日本スポーツマスターズ2014埼玉大会の開催に向けて、県教育委員会をはじめ関係機関・団体等と実行委員会を設立し、諸準備に取り組んで参りました。

また、総合型地域スポーツクラブについては、新たに3つのクラブが創設し、第68回国民体育大会では、5年ぶりに天皇杯第3位、皇后杯4位を獲得するなど、多くの成果を上げることができました。

事業報告については、公益1の生涯スポーツ振興事業からそれぞれ説明申し上げます。公益1のうち、総合型地域スポーツクラブに関する事業では、育成推進と支援業務があり、設立支援、活動支援、連絡協議会への支援、スポーツ指導者等の派遣、クラブマネジャーあるいは日本体育協会アシスタントマネジャー養成講習会の開催、広報活動を行いました。スポーツ振興くじ助成金によりクラブアドバイザー2名を配置するとともに、生涯スポーツアシスタントを配置し、これらの業務を推進致しました。結果としては、3つのクラブが新たに設立し、現在県内のクラブ数は88クラブになりました。これらクラブの活動実態についても、この3名が中心となり、年間1回は各クラブを訪問し、実態を把握するとともに、さまざまな活動への指導・助言を行っております。

生涯スポーツ・相談業務の受託は、県から生涯スポーツに関する業務のうち、リーダーバンク、ボランティアバンク、生涯スポーツリーダー研修会、医科学研修会、運動競技者の体力測定、それぞれの委託事業を

実施致しました。各種研修会の参加者数は、従来よりも大幅に増えており、大きな成果があったのではないかと考えております。

生涯スポーツ地域振興助成事業は、2市町村以上の団体の交流事業に助成するもので、助成金額は1事業あたり定額10万円で、15市町19事業に助成を行い、8,609名が参加しました。

市町村体育協会連絡会議の開催は、東西南北の各地区で実施致しました。担当いただいた地区の皆様には、開催にあたりお世話になりました。

日本体育協会公認スポーツ指導者養成講習会の開催では、バレーボールをはじめ、計6競技で指導員養成講習会を実施致しました。軟式野球は、県野球連盟が開催費用を自前で調達して独自で実施しました。上級指導員については、空手道競技および共通科目講習会をそれぞれ実施致しました。

埼玉県クラブマネジャー・日本体育協会公認アシスタントマネジャー養成講習会は、クラブ内に日本体育協会公認アシスタントマネジャー有資格者がいると、スポーツ振興くじ助成金を受けることができます。県で養成しているクラブマネジャー資格では、スポーツ振興くじ助成金の対象とはならない為、クラブにとって人件費の助成を受けることが出来るなどのメリットがあることから、受講者31名のうち、30名がアシスタントマネジャー資格を取得致しました。

県民総合体育大会及び埼玉県駅伝競争大会は、例年のとおり実施致しました。県民総合体育大会は、500大会で401,671名の参加がありました。また、第81回埼玉県駅伝競走大会は、第1部から第6部までそれぞれ実施致しました。

日本スポーツマスターズ2014埼玉大会については、総括にもありましたとおり、実行委員会を設立し、それぞれの活動を実施致しました。これに付随した事業の日韓スポーツ交流事業・成人交歓派遣は、今年の5月22日から28日まで、埼玉県からは、4競技36名を慶尚北道へ派遣致しました。今年度は、本来であれば4月23日から30日まで江原道へ派遣する予定でしたが、4月16日に発生いたしました旅客船転覆事故に配慮し、延期となっております。10競技約150名の派遣を予定しております。

スポーツ活動の支援事業の充実では、国民体育大会実施競技団体スポーツ安全管理推進活動の実施により、国体の参加者が安心して大会に臨めるように、国体傷害補償制度への加入促進を図りました。また、秩父宮杯埼玉県自転車道路競走大会についても支援致しました。

スポーツ関係団体運営補助事業の実施については、本会加盟の市町村

体育協会、競技団体、学校体育団体等の補助事業を実施致しました。市町村体育協会には、人口規模に応じて1.5円とあわせ、一団体4万円を一律に補助、競技団体は、一律15万円を補助、学校体育団体等についてもそれぞれ補助金を交付致しました。

次に、顕彰事業です。初めに埼玉県体育賞では、功労者表彰、優秀選手賞、栄光賞、会長特別賞のそれぞれ個人・団体、計625名に表彰を行いました。

体育優良児童生徒表彰では、1,155校、2,144名の児童生徒を表彰致しました。

本会関係の生涯スポーツ功労者表彰は、小林容次様、関根友巳様、宮田典男様、坂本祐之輔様の4名が受賞されました。

広報・普及活動では、広報誌スポーツ埼玉を年に4回、5,000部ずつ発行し、関係機関をはじめ、武蔵野銀行、埼玉りそな銀行、埼玉縣信用金庫の各支店等にも配布し、より多くの方々にご覧いただけるようになりました。なお、本誌については、平成25年度よりスポーツ振興くじ助成金を受け、発行しております。

IT及びホームページの活用では、暫時更新作業を行っております。同じく広報・普及活動として、キャッチフレーズの活用、懸垂幕の活用、東京2020オリンピック・パラリンピック招致活動への支援というところで、横断幕、幟旗、PRポスターの掲示を関係各所にて行いました。

埼玉県立武道館の指定管理では、例年のとおり「体協・武道館祭り」、「元日稽古会」を実施した他、「オリンピック競技大会柔道金メダリストの青少年柔道講習会」を、平成26年2月16日（日）に埼玉県立武道館主道場において県下中学生250名の参加のもと実施致しました。当日は、翌日のドイツ遠征を控える中、日本代表コーチである鈴木桂治氏を講師にお迎えし、熱心にご指導いただき、大変効果的な事業であったと思います。

スポーツ活動の安全管理では、県民がスポーツ活動を安心して取り組める環境を整えるため、体育協会等主催行事にかかる賠償責任保険制度に加入した他、スポーツ傷害保険の活用、リスクマネジメントに係る研修会の促進を実施致しました。

自己財源の確保については、一般寄付として、埼玉県信用金庫協会様よりご寄付いただいた他、賛助会制度により、法人63団体、個人71名の方々から賛助金をいただきました。

続いて、公益2の競技力向上事業です。冒頭の櫻井副会長のあいさつにもございましたが、第68回国民体育大会において、天皇杯第3位、

皇后杯第4位を獲得致しました。天皇杯については、5年ぶりに第3位に返り咲きました。なお、4位の愛知県とはわずか2.5点の僅差でありました。第69回国民体育大会は、すでに冬季大会が終了し、現在の所、例年より順位・点数ともに上げており、順調なスタートを切っております。

続いて、国体に関する強化訓練事業ですが、第1期強化訓練事業、第2期強化訓練事業、スポーツ環境整備事業、支援スタッフサポート事業、競技団体指定クラブ強化事業をそれぞれ行いました。その成果が最終的に国民体育大会における本県の成績につながっております。

ジュニア育成補助事業は、基本方針に掲げた事業のひとつで、彩の国ジュニアアスリートアカデミー事業では、36競技約3,200名が参加致しました。また、タレント発掘育成事業「彩の国プラチナキッズ発掘育成事業」では、育成プログラムを月1回以上、宿泊研修を加えて実施致しました。あわせて、自分の能力を高めたり、自分の新たな可能性を見出すこと等を目的とした、体験教室を実施し、11競技16日で延べ279名が参加致しました。この2つの事業は、競技団体毎の縦型の選手育成事業であります。次の、中・高体連育成強化事業は、中体連・高体連という横方向の年齢層で行われる強化事業となります。成果としては、インターハイ、全国中学校体育大会の成績につながっていきます。インターハイ、全中の結果については、一時中学校の成績が振るわない時期もありましたが、このところは盛り返しており、やや安定した上位の成績をキープしております。この成績が、高体連にも影響し、国体における少年種別での活躍、そしてその後の成年種別の活躍にも影響して参ります。

次に、国民体育大会候補選手強化特別委員の委嘱では、当該年度の国体候補選手等の所属する高等学校長及び中学校体育連盟会長等130校130名を強化特別委員として委嘱し、練習環境の整備に努めると共に各種協議を行いました。

埼玉県強化コーチ研修会兼国民体育大会必勝対策会議は、7月2日に開催致しました。とりわけ必勝対策会議では、国民体育大会本大会における入賞予想を含む戦力状況や強化策について確認、分析をして必勝体制の確立を図りました。

競技団体長・支援企業等協議会は1月10日に開催し、支援企業の方々や競技団体長が一堂に会し、更なる競技力向上の為、相互に連携し協力体制の確立を図りました。

埼玉県スポーツ指導者研修会は、2月8日・9日の2日間にわたり、

嵐山町にある国立女性教育会館において、県内の公認スポーツ指導者217名を集めて研修会を実施致しました。

国際競技派遣事業は、7競技35名に対し定額補助を行いました。

選手強化対策委員会要覧とコーチのしおりの作成は、国民体育大会の強化に関するエッセンスが詰まった印刷物で、これらを活用することで、選手強化をより効果的に進めることができます。

次に、スポーツ科学研究事業は、取り組みそのものは、競技力向上事業に入りますが、スポーツ科学委員会が中心となって行っている事業を取りまとめたものです。初めにドーピング防止教育啓発事業では、選手や監督が大勢集まる国体の結団式等で、直接ドーピング防止に関する教育・啓発研修を実施致しました。

国体選手の健康管理事業は、健康上の心配があったり、メディカルチェックが必要ということから、国体候補選手に問診票を配り、回収した問診票を本会に登録しているスポーツドクターの方々にチェックをしていただき、その中で何か危険な兆候があれば、さらに精密検査を進めたり、精密検査の結果をもとに助言するといったものです。この他、体力測定やメディカルチェック並びに心理・栄養サポートを三年間継続して実施し、競技力向上を図りました。

国民体育大会帯同ドクターは、毎年冬季大会、会期前競技会及び本大会にドクターを派遣し、選手の健康管理やドーピング問題等に対応していただきました。

研修会・講習会では、顧問医・トレーナー・競技団体関係者合同研修会、コーチングセミナー等を実施致しました。

公益3スポーツ少年団事業につきましては、初めに埼玉県スポーツ少年団登録状況が記載されております。少子化の影響で団員数が1609名減少した他に、団数がマイナス3団、指導者はマイナス22名でした。日本スポーツ少年団にとっても重要な課題となっており、本県スポーツ少年団でも、県本部挙げて対応策を検討しているところです。

埼玉県スポーツ少年団大会の開催については、軟式野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール、剣道、ソフトボール、空手道、柔道、バドミントン、ソフトテニス、複合、駅伝、体操の種目別大会をそれぞれの日程、会場で開催致しました。

第40回日独スポーツ少年団同時交流事業は、派遣と受入があり、受入については、熊谷市で実施致しました。

指導者養成・研修事業は、少年団の認定員や認定育成員の養成講習会をはじめ、多くの研修会を実施致しました。

リーダー養成・研修事業では、多くの団員が小学6年生で団を辞めて、中学校の部活動に入ってしまうますが、引き続いて少年団活動で、リーダーシップをとって活動する中学生・高校生の団員のために、ジュニアリーダースクール等さまざまな事業を行っています。なお、シニアリーダースクールは、日程と参加者の都合があわず、25年度は不参加となりました。

地域交流補助事業は、49市町村77事業を実施致しました。

国内交流大会派遣事業については、該当する全国の大会、関東の大会へ指導者及び団員を派遣致しました。なお、全国スポーツ少年団剣道交流大会は、今年度埼玉県において開催致します。

東日本大震災復興祈念スポーツ交流事業は、8月3日から5日の2泊3日、スポーツ総合センターで開催し、参加者にとっては、自由に好きなだけ体を動かすことができたということで大変感謝されております。

埼玉県スポーツ少年団表彰は、51市105名を表彰致しました。また、日本スポーツ少年団顕彰は、6市町本部と指導者11名が受賞されました。

スポーツ少年団「スポーツともだち仲間たち」は、7月、12月、3月の年3回発行致しました。本誌についても、平成25年度よりスポーツ振興くじ助成金を受け、発行しております。

公益4スポーツ総合センター運営事業については、例年のとおり管理運営を行い、年間利用者数については、約14万人となり毎年1万人程増やしております。その中でも宿泊施設の利用に力点を置き事業を展開しており、宿泊数も順調に伸びております。

収益1の大宮公園スポーツランドの運営では、約4万人の方々にご利用いただきました。後ほど決算報告の中でもご説明致します。

続いて、県体育協会運営事業ですが、評議員会、理事会、加盟団体協議会、市町村連絡会議、各種専門委員会、諮問委員会をはじめ、スポーツ少年団やスポーツ指導者協議会の各種会議を実施致しました。本会の事業も年々拡大しておりますので、会議の数も増えております。この他、今年度は、アイスアリーナ関連の会議や打合せが加わることとなります。以上、事業報告とさせていただきます。

櫻井議長

ありがとうございました。引き続き第2号議案の平成25年度決算報告案について、説明をお願い致します。

栗原総務部長

それでは、第2号議案、平成25年度決算報告並びに参考資料の収支計算書をご覧ください。はじめに決算報告の中から、貸借対照表につい

てご説明申し上げます。

平成25年度の流動資産は、104,128,500円、対前年度比13,215,967円の増となっております。固定資産のうち「その他の固定資産」は、什器備品の共用と公益に分けて記載しておりますが、公益等審査委員会に届け出た配賦割合が違うものが、一昨年は混同して標記しておりましたので、今年度はわかりやすくするために場合分けで記載致しました。そのうち共用利用は、公益目的事業が98、法人利用が2。公益利用は、100。無形固定資産は、80対20の配賦割合で届け出ております。資産合計は、279,439,655円、対前年度比11,201,495円の増であります。負債の部では、流動負債合計14,571,824円、対前年比3,557,582円の減です。こちらは、未払金、預り金等、未整理金の年度内執行に努めたことによるものです。固定負債は、退職給付引当金の52,209,966円を合わせ、負債合計66,781,790円。平成26年度期末正味財産合計は、212,657,865円、対前年度比14,759,077円の増です。

続いて、平成25年度貸借対照表内訳表では、固定資産の(2)特定資産は、収益目的事業の大宮公園飛行塔の施設改善等積立預金に15,000,000円、その他退職給付引当金、周年事業における引当金とあわせまして55,169,818円が公益目的事業に計上してあります。特定資産のうち、(3)その他の固定資産は、先程の配賦割合に応じた数字になります。

続いて、正味財産増減計算書ですが、説明にあたっては、別紙参考資料の収支計算書をご覧ください。1ページ目が運営費補助金収支計算書です。本会の補助金は、多く県費に依存している為、県費目線での収支計算書を作成しております。それらを反映させたものが正味財産増減計算書になります。平成25年度の一般会計における補助金については、県費補助金が共通会計と法人会計を合計した運営費補助金77,060,000円と、公1に計上している団体補助の21,180,000円、公2の欄に計上している国体派遣費等855,800円の合計、99,095,800円です。支出欄の役員報酬、給与手当、福利厚生費を足すと約63,000,000円になり、運営費補助金からみると約81%という高い県費補助率ということになります。本会の運営費補助金は、日体協負担金等の対象外以外については、すべて対象経費となっておりますので、各加盟競技団体並びに市町村体育協会等の運営費等への支払助成金額が約47,000,000円を差引いた場合は、約30,000,000円が県費の残額になります。この場合においては、人件費にあたる義務的経費の県費補助率は47%に落ちます。また、本会の決算報告は、法人法その他、運営費補助金の報告をしな

ければなりません。そのため補助事業の対象になるもの、ならないものを計算し報告しております。収入のうち、委託金に含まれるプラチナキッズの人件費や総合型地域スポーツクラブ等にかかる生涯スポーツ・相談業務、対象外経費の日本体育協会への負担金、交際費、雑費などを差し引いたのが、県費の対象となります。しめて126,111,081円が県費の対象事業として行われました。

続いて、公2事業にあたる競技力向上事業補助金収支計算書です。県費補助金が、108,469,000円、またプラチナキッズの委託金として13,441,000円をいただきました。事業のうち約89.6%が県費補助金として賄われております。またプラチナキッズを合わせますと、競技力向上事業に係る費用は、すべて事業費補助金と委託金で賄われていることが読み取れるかと思えます。費用については、支払助成金にあるとおり、第1期強化訓練事業やジュニア育成事業等、102,942,000円に充てられ、全体の83%が各競技団体の支払助成等に費やされております。こちらも県費補助金報告のために経理的費用科目の区分ではなく、事業毎の区分での集計をしており、選手強化事業は約68,000,000円、選手育成事業は約29,000,000円、先ほどの支払助成金に相当する額が多く費やされております。ジュニアアスリート発掘育成については、彩の国プラチナキッズ事業です。

続いて、公3事業にあたるスポーツ少年団事業のみの収支計算書です。県費補助金は13,000,000円、全体の17%の県費補助率です。スポーツ少年団事業のみ県費補助率が低い事業です。費用については、旅費交通費に8,625,206円とおおくの費用がつき込まれています。その多くは、各種大会の派遣費です。また支払負担金は、日本体育協会に納める登録料がほぼすべてです。支払助成金については、各種大会への助成金となります。事業区分における支出のうち、県スポーツ少年団運営は、日本体育協会への登録料が多く含まれます。スポーツ少年団事業も事業費補助金の報告義務があり、県費対象事業は、種目別大会、指導者の養成にかかる費用、広報事業、この3つの事業に限定されております。これらの合計は22,007,692円で、県費補助率は59%となります。

続いて、公4事業にあたるスポーツ総合センターの収支計算書です。こちらで大きく変わったのが、収益のうち施設利用料が約5,000,000円多く収入がありました。これは、宿泊人数の大幅な増員と料金の改定によるものです。宿泊人数は対前年度比約1,300人の増となりました。また全体の人数としては、トレーニング場利用者、とりわけ65歳以上の無料の方の数が減りましたが、実際の収益には影響していません。

支出については、修繕費に 940,000 円、委託費に約 2,180,000 円の増がありました。修繕費については、屋根の修理等大きな修繕が発生したため、委託費については、食堂の空調のダクトが 30 年来の塵がでてきてしまったことによる大掛かりな清掃業務が増えたことによるものです。

続いて、収 1 にあたる大宮公園飛行塔の収支計算書です。事業報告にもありましたとおり、利用者約 4 万人の入場料にかかる、15%の 1,650,270 円を受取入場料としていただいております。収支計算書上かかる費用については、大宮公園飛行塔の土地使用料と収益事業にかかる法人税になりますので、平成 25 年度の収支差額は、1,286,411 円となりますが、正味財産増減計算書では、ここから減価償却費用を差引くこととなりますので、実際の収益ではございません。

正味財産増減計算書は、以上の収支計算書の各経理科目の費用を基に各区分に当てはめ、それに加えて、決算整理事項のうち、什器備品減価償却費並びに無形固定資産減価償却費等を計上しました。公益目的事業、収益目的事業、法人会計の正味財産高を締めまして、212,657,865 円の期末正味財産となりました。

正味財産増減計算書等、財務諸表は、例年と変更ありませんので、説明については、割愛させていただきます。最後に、財産目録になります。各貸借対照表に記載の現金の細かい保管場所、預金通帳のナンバー、預金残高等を計上しております。以上、平成 25 年度の財務諸表に関する説明を終了致します。

櫻井議長

ありがとうございました。本日監事にもご出席いただいておりますので、ここで監査報告をお願いいたします。

関口監事

平成 26 年 5 月 2 日、スポーツ総合センター会議室において、定款第 25 条に基づいて、公益財団法人埼玉県体育協会の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの平成 25 年度業務及び会計状況について、貸借対照表及び正味財産増減計算書などにより監査をした結果、適正に執行されているものと認めます。なお、監査会は、関口長吉、高田正徳、堀口信孝、以上 3 名の全監事出席のもと実施致しました。

櫻井議長

ありがとうございました。それでは、第 1 号議案、第 2 号議案についてすべて説明が終了いたしました。皆様のほうでご質疑等ありましたらお願いします。(なし)

それでは、お計りいたします。第 1 号議案、第 2 号議案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

出席理事

異議なし。

櫻井議長

ありがとうございます。異議なしということで第1号議案、第2号議案については、承認されました。

続きまして、第3号議案「平成25年度公益目的事業剰余金の使途について」を議題とさせていただきます。説明をお願いいたします。

三戸副会長
兼専務理事

只今平成25年度の決算を承認いただきましたので、公益目的事業の剰余金について、お計りをしたいと思います。その内容について栗原総務部長より説明申し上げます。

栗原総務部長

公益法人のひとつの特徴は、収支相償でなければならないということです。公益目的事業については、費やす分だけ収益を得ることができます。逆にいえばいただいた分しか、公益目的事業はできないということになります。平成25年度の決算において、公益目的事業の生涯スポーツ事業、競技力向上事業、スポーツ少年団事業、スポーツ総合センター管理・運営事業に直接配賦された4つの公益事業については、収支相償の第1段階はクリアしておりますが、第2段階として、公益の共通を含めた公益全体の損益に、収益からの繰入額を加えますと、約14,000,000円の剰余金がございました。公益目的事業での収益は、公益目的事業で費やさなければならないという定めがありますので、平成26年度におきましては、この費用を公益目的事業で費やしたいと考えております。平成25年度の公益目的事業にかかる消費税及び地方消費税については、平成26年度の費用から支払を考えておりましたので、今年度新たに約300万円程度の平成25年度分の消費税の支払いを見込んでおりますので、公益に関わる租税は、ぜひともお認めいただきたいと考えております。また、これ以外の公益目的事業については、別にご説明致します。

三戸副会長
兼専務理事

剰余金が14,000,000円程ございますので、只今申し上げました消費税の約3,000,000円を差し引くと、約11,000,000円残ります。従来のジュニア育成と一昨年同様、今年度もスポーツ総合センターの修繕に当てさせていただきたいと考えております。ここ数年で宿泊者数も増えております。そういった中、宿泊棟の2段ベッドの軋む音により、寝られないといった苦情もいただいております。約30年にわたりさまざまな事業で使用されてきたものですので、ここで一度改修したいと考えております。また、過日アリーナにおいて、床面の腐食が見つかりました。

利用者がバスケットゴールを片付ける際、腐食のため床面に穴が空いてしまい、動かせなくなってしまうというものでした。こういった腐食箇所が多数見つかる可能性もあります。消費税とジュニア育成とあわせて、スポーツ総合センターの改修、修繕、とりわけアリーナについては、緊急性を要しますので、調査も含めこれらを優先的にあてたいと考えております。

櫻井議長 ありがとうございます。第3号議案についてご説明いただきましたが、ご質問等ありますでしょうか。(なし)
それでは、お計りいたします。第3号議案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

出席理事 異議なし。

櫻井議長 異議なしということで第3議案については、原案のとおり承認されました。
続きまして、第4号議案「平成26年度定時評議員会の招集について」を議題とさせていただきます。

三戸副会長
兼専務理事 本会の定款17条に基づき、定時評議員会を招集したいと思っております。日時は、平成26年5月29日木曜日の14時から、場所は、ラフレさいたまで行います。主な議事は、役員の選任及び平成25年度事業報告、決算報告です。本案は、定款第9条及び第15条第2項(1)、(4)に基づき、提案致します。

櫻井議長 ありがとうございます。第4号議案については、只今ご説明いただいたとおりですが、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

出席理事 異議なし。

櫻井議長 異議なしということで第4議案については、原案のとおり承認されました。
続きまして、第5号議案「本会創立記念日の制定について」を議題と致します。

三戸副会長
兼専務理事 この度、本会創立記念日を2月26日に制定したいと考えております。埼玉県体育史第一巻を紐解きますと、本会は、「大正14年2月2

6日全国に先駆けて埼玉県議会議事堂で創立総会を挙げた。」という記載があります。このように創立以来の歴史の先達の熱き志を顧み、より一層スポーツを推進するため、この日を創立記念日と定めたいと考えております。

櫻井議長

ありがとうございました。第5号議案については、只今ご説明いただいたとおりですが、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

出席理事

異議なし。

櫻井議長

異議なしということで第5号議案については、原案のとおり承認されました。

続きまして第6号議案、「本会諸規程の整備について」を議題とさせていただきます。

三戸副会長
兼専務理事

公益財団法人となって、定款及び細則が定まり、各種諸規程が整備されましたが、まだ文言等抜けている箇所があります。初めに細則第53条「事務局職員の給与、各種手当、退職金等の待遇については、県職員に準じ理事会が別に定める。」続く2項において「事務局職員の勤務条件は、県職員に準じ理事会が別に定める。」3項において「事務局職員の旅費は、県職員の旅費は、県職員の旅費規程を準用する。」と記載されておりますが、先般これに関する規程を別途定めましたので、改正欄に記載のとおり、「事務局職員の給与、各種手当、退職金等の待遇については、別に定める規程による。」とし、2項、3項については、削除させていただきます。

また第70条の完結文書は、第69条から第71条に修正致します。

役・職員倫理規程の第2条に、「第47条等」との記載がございましたが、「第44条・第45条及び第46条」に修正致します。

各種専門委員会表彰規程ですが、第2条の「定款に基づき」との記載を「定款第44条に基づき」と付け加えさせていただきます。

役職理事候補者選考委員会規程については、第2条に「定款上」との記載がありますが、「定款第24条」と付け加えさせていただきます。

最後に、職員の休日及び休暇に関する規程ですが、先ほど創立記念日をお認めいただきましたので、第2条の2項に創立記念日を付け加えたいと思います。

また、規程の廃止ということで、加盟規程、加盟審査要項、名誉会長・

最高顧問に関する規程、これらは定款及び細則に記載されておりますので、廃止させていただきたいと思っております。

続いて「契約規則の改正について」ですが、記載のとおり、改正の趣旨については、公益法人移行に伴い、コンプライアンスが求められているが、従来の県に準拠した公共型でかつ、大規模組織の契約方法は、本会の運営に乖離してきております。そこで法令等を遵守しつつ、日本体育協会の民間型の規程を参考にして契約方法を変更するものです。主な改正内容ですが、従来の公告による一般競争入札から、民間型の競争入札とプロポーザルによる請負等の契約としたいと考えております。細かい内容は、次頁の日本体育協会契約処理規程との対比表をご覧ください。説明については、栗原総務部長が行いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

栗原総務部長

それでは、公益財団法人埼玉県体育協会契約処理規程から説明させていただきます。日本体育協会の契約処理規程との対比表となりますので、大きな改正点やわかりづらい箇所を中心にご説明致します。

第2条、契約の原則については、公共型の公告による募集から、民間型の競争入札とプロポーザルによるものとさせていただきます。しかしながら「本規程第5条第2項各号については該当しない。」という文言がございますが、これについては、公共で使用されている随意契約に相当するものと考えていただければと思います。

第3条、契約の責任者及び担当部署は、日本体育協会ではすべて会長となっておりますが、本会は代表理事とさせていただきます。本会の代表者は、登記上知事職である上田清司会長と櫻井勝利副会長の2名となっております。県との契約については、代表理事で契約しなければいけないものがありますので、すべて会長ではなく、代表理事とさせていただきます。また業務執行理事の業務分担もありますので、特化した業務などは、場合分けで契約責任者となれるように致しました。

第4条は、予定価格等についてです。日本体育協会の規程には記載がありませんでしたが、本会では従来の地方自治法や埼玉県の規則等に照らし合わせて整備されておりましたので、こちらは現行の規則から引き継いでおります。あわせて、第3項に最低限度価格を明記させていただきましたので、不正がおきないように工夫しております。

第5条第2項「指名により契約を行うことができる。」としております。次の1号から11号までとなりますが、「第5条第2項各号については該当しない」となっております。とりわけ(6)契約に係る予定価

格が少額であるとき、これは随意契約における限度額を指しております。(8) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき、これは従来請負った案件等について対応できるよう工夫しております。

続いて第6条の入札参加資格ですが、本会は入札の場合、物品等業者選定委員会において業者資格を見極めていますので、その旨記載しております。また入札参加資格者は、「埼玉県競争入札参加資格者名簿に登録されていない者及び、埼玉県の物品等競争入札参加資格登録をしていない者」また「選定委員会開始日から給付完了予定日の間に、埼玉県の入札参加停止措置期間中の者」この2点に該当しない者としています。

第7条の取引の中止については、5項目目に埼玉県暴力団排除条例に違反した者と記載し、本会独自の工夫をしております。

第9条では、本会の定款及び細則に基づき、50万円未満のときは、見積書等をもってこれに代えることができるということにさせていただきました。また第10条では、日本体育協会においては、監督義務が明記されておりましたので、従来監督義務について明記させていただきました。

続いて契約基準要領をご覧ください。只今ご説明致しました契約処理規則のうち、特に第5条、第9条について、細分化したものを掲載しております。

競争入札におきましては、日本体育協会では定めがありませんでしたが、物品等請負業者選定委員会において、なるべく5者以上の業務内容及び財務内容等の調書を作成し、提示しなければならないと記載させていただきました。現在埼玉県の指名競争入札の人数が、なるべく5者以上となっておりますので、これに合わせております。

第4条の入札の手続き、第5条の入札の無効については、従来行っておりましたので、その内容を記載しております。また第7条の落札者の決定ですが、ただし書きにて「予定価格及び最低限度価格が設けられている場合は、その範囲の中で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。」と記載し、工夫させていただきました。

続いて、プロポーザル(企画競争入札)についてご説明申し上げます。こちらは今年度より新たに加わるものです。第10条に記載のとおりこちらについても、5者以上の業務内容及び財務内容等の調書を作成し、提示しなければならないと記載しております。その中から2者以上のプロポーザル参加者を選定となっております。

続いて、第13条のプロポーザルの手続については、従来の手続の手

順のとおり記載させていただいております。また、第16条のプロポーザルの審査について、日本体育協会は、第10条において財務部長、財務会計課長及びその業務の所管部署の課長を含む5名以上で構成すると事務局主導になっておりますが、本会は、「会長または副会長から若干名、契約内容に本会専門委員会の業務が関係するときは、その委員会の委員長または副委員長を含む5名以上13名以内で構成する」と致しました。また、平成16年に行われたユニフォームの選定にあたっては、専門的知識を有するということから、服飾関係の方にも審査に加わっていただき選考したという経緯もございますので、第3号に「審査について必要な知識・能力を有する者を加える」と記載致しました。

第17条の2項には、審査会内容及び採点方法等は非公開とするとしております。しかしながら審査結果の通知については、速やかに行うものとしております。

続いて、指名による契約（随意契約）についてご説明申し上げます。

本規程第5条第2項第6号にありましたとおり、契約に係る予定価格が少額による随意契約ですが、第20条において地方自治法及び埼玉県の規則で定められた額と同額のを（1）から（6）に記載しております。

続いて、契約書等についてご説明申し上げます。契約書の作成については、盛り込むべき事項を第23条2項（1）から（13）に記載されております。そのうち、（11）の建築工事の請負契約については、建設業法で定められた事項を記載しなければなりません。こちらについては、埼玉県の規程においてこちらの明記はありませんでしたが、実際には、各号に挙げられたものの中で必要と認められる事項と考えられております。本会で定める事項においては、場合分けをしているため、きちんとすべて設けたほうがよいということで、工事請負等についても明記致しました。また、不要なものについては、削除ということもありましたが、従来、契約保証金、違約金等については、契約書の中の5項または8項で、契約保証金の有無、違約金について明記した書類を作成することによってカバーできると考えております。

櫻井議長

ありがとうございました。順不同となりましたが、契約規則の改正について、規程の廃止について、規程の改正について、それぞれ説明がございましたが、ご質問等ありますでしょうか。

確認になりますが、ご承認いただいた場合は、平成26年3月31日をもって改廃ということよろしいでしょうか。

栗原総務部長 契約処理規程については、成立日当日とさせていただければと思いますので、平成26年5月14日になります。

櫻井議長 指名による契約の第21条(4)において、3万円以下の契約をする時ということによろしいでしょうか。

栗原総務部長 現在、県の財務規程において、見積書を徴収しなくていい金額については、3万円となっております。しかしながら、第2項の2人以上の相手方から徴収しなければならないというのが、10万円となります。

櫻井議長 それでは、第6号議案については、只今ご説明いただいたとおりですが、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。
また、現行の契約規則及びこの規程の改廃については、本日5月14日ということによろしいでしょうか。

出席理事 異議なし。

櫻井議長 異議なしということで第6号議案については、原案のとおり承認されました。
続きまして第7号議案、「平成26年度追加事業について」を議題とさせていただきます。

三戸副会長
兼専務理事 追加事業は、埼玉県わくわく体力向上コンソーシアムということで、体力向上のための事業です。年度末に県教育委員会保健体育課から来年度ぜひ県体育協会もこのコンソーシアムの一員になってほしいということで、要請を受けました。

こちらについては、県教育委員会及び本会、県レクリエーション協会、埼玉大学の4者で協定書を結ぶ関係もありますので、お計りさせていただきたいと思います。文部科学省からこの4者で組んだコンソーシアムに対し、10分の10の委託費を受けることとなります。約600万円の事業になるとのことです。

コンソーシアムにおける本会の役割については、全体計画等の意見を述べることや、地域においてどういった指導者が適切かといったアドバイスを行うこととなります。子供の体力向上については、本会としても協力していくべきと考えております。

櫻井議長 第7号議案については、只今ご説明いただいたとおりですが、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

出席理事

異議なし。

櫻井議長

異議なしということで第7号議案については、原案のとおり承認されました。

続きまして第8号議案、「平成26・27年度名誉会長・顧問・参与の推戴について」を議題とさせていただきます。

三戸副会長
兼専務理事

私どもの名誉会長に関する規程は、定款29条に記載されております。現在、坂本祐之輔前会長を名誉会長として推戴をしておりますが、2年毎の期限があります。つきましては、引き続き坂本前会長を本会名誉会長へ推戴するとともに、前副会長の関根郁夫氏を顧問として、今回理事を退任される方、あるいはされた方で原島宏之氏他、計14名を参与としてそれぞれ推戴したいと考えております。

櫻井議長

ありがとうございました。第7号議案については、只今ご説明いただいたとおりですが、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

出席理事

異議なし。

櫻井議長

異議なしということで第8号議案については、原案のとおり承認されました。

それでは、本日の議事については、すべて終了致しました。

続きまして、報告事項が(1)から(6)までありますので、順次ご説明をお願い致します。

三戸副会長
兼専務理事

平成26・27年度本会役員名簿をご覧ください。監事3名は、任期が4年ですので変更ありませんが、理事については、2年毎の任期となります。平成25年度末に行われた評議員会において、平成26・27年度理事のうち、指定組織の理事候補者以外の26名をお認めいただきました。来る5月29日の定時評議員会において、指定組織理事候補者3名を新たに上程致しますので、併せてご報告申し上げます。

大保木理事

女性有識者とありますが、今後はこの枠にとらわれず、女性理事をぜひ積極的に起用していただきたいと思っております。

三戸副会長
兼専務理事

市町村体育協会や競技団体から挙がってくる理事候補者が、男性が多く占めているのが現状です。本会としましても、女性の必要性は、強く

感じておりますので、細則にはあえて女性有識者の枠を設けておりません。ご理解いただけると幸いです。

櫻井議長

引き続き、報告事項（２）以降、お願いいたします。

三戸副会長
兼専務理事

（２）平成２５年度代表理事・業務執行理事の職務執行状況報告になりますが、昨年度の理事会・評議員会の他、本会主要行事における理事の皆様の出欠状況を資料に記載しております。途中で変更になって理事については、就任以降の出欠状況を掲載しております。

次に（３）の国体における２０２０年オリンピック対策・実行計画（案）については、現在、日本体育協会において６年後に開催される東京オリンピックに向けて何かできるのではないかとということが話し合われており、現状オリンピックで実施されている種目のうち、国体で実施していない競技、とりわけ女子の種目を中心に、国体への導入を検討しております。ステップ１として、水球女子、ボクシング女子、レスリング女子、ウエイトリフティング女子、自転車女子、ラグビーフットボール女子、以上６競技を段階的に国体へ導入し、強化の一環にしたいというのが狙いであります。この計画（案）については、すでに各競技団体には示されおり、意見聴取も進んでおります。明日５月１５日に日本体育協会の国体委員会が開催され、この中でも改めて検討されていくかと思っております。ただ導入にあたっては、オリンピック開催だからすべての競技を認めるということではなく、導入条件が必要となります。都道府県体育協会連合会や県教育委員会の意見も含め、本会としての意見を提出致しました。

あわせて、県には本年４月１日付けで国際スポーツ課が設置されました。今後、オリンピック開催に向けた各種対策会議体などを編成する予定となっており、本会への協力要請がありました。

また、２０１９年には、ラグビーワールドカップが日本で開催されません。県では熊谷市での開催に向けた招致委員会も発足されますが、こちらについても、協力要請を受けております。

（４）の（仮称）埼玉アイスアリーナについては、順次工事が進められております。すでに整地が終わり、いよいよ本体の工事に入ります。現在のところ、予定通り１０月中に完成し、１１月にオープンする予定です。

（５）の年度当初の事業・行事については、資料に記載のとおりとなります。とりわけ６月末から７月にかけて東西南北各地区で開催される市町村体育協会連絡会議においては、関係理事へのご出席及びご協力を

よろしくお願ひ致します。

櫻井議長 ありがとうございます。報告事項についてご質問ありますか。

出席理事 なし

櫻井議長 長時間にわたりまして、本日の理事会ご協力いただき誠にありがとうございました。以上で平成26年度第1回定例理事会を閉会致します。

会議終了 午後5時05分